

2013 年 12 月 13 日

BIS 支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による市中協議
報告書「清算機関のための定量的な情報開示基準」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として国際決済銀行・支払決済システム委員会（BIS/CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会が本市中協議に掲げる定量的情報開示を通じて、金融市場の安定化を図り、加えて、利害関係者の清算機関（CCP）に対する理解を深化させようとする試みに賛意を表したい。

併せて、これに並行してバーゼル銀行監督委員会（BCBS）にて検討が進められている市中協議文書「銀行による清算機関へのエクスポージャーに関する資本の取扱い」（BCBS253¹）の目指す銀行規制と本取組みが有機的に結びつくよう、以下の点について、配慮されることを期待したい。

1. バーゼル規制における銀行資本賦課の枠組みと関連づけられた情報開示

BCBS253 が対象としている適格中央清算機関（QCCP）の定義について、「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」（所謂「暫定規則」、BCBS227²）に以下の 2 点として規定されている。

要件(1)：CCP が金融市場インフラ（FMI）原則に準拠した各国法制にもとづき監督を受けていることが公表されていること

要件(2)：銀行がリスクアセット算定に当たって必要な計数を CCP が算出し銀行により取得可能な状況としていること

本邦では 2013 年 3 月末基準よりバーゼルⅢが実施されているが、実務上、(2)の要件を確認するべく、各々の銀行が各々の CCP に N×N のアクセスをするという極めて非効率な事態が生じている。その結果として、同一の CCP に対して、所定の計数を入手した銀行は QCCP と判定し、そうでない銀行は非 QCCP と判定するような状態が生じうる状況となっている。加えて、銀行が直接清算参加している場合ではなく、クライアントとして間接参加している場合・ファンドを通じて CCP で清算されるデリバティブを取り組んでいる場合は、銀行から CCP に対して情報開示を求めたとしても、実務上、CCP からの協力が得られないケースが想定される。

¹ <http://www.bis.org/publ/bcbs253.pdf> (BCBS, Jun 2013)

² <http://www.bis.org/publ/bcbs227.pdf> (BCBS, Jul 2012)

結果として、暫定規則で示された手法は、CCPの健全性の評価以前の問題として、情報の取得が可能かどうかという実務上の課題を内在し、その目的の達成に支障をきたしている。かかる理由から、これらの情報はCCPから公に開示されるべきであると我々は考える。この情報開示は、FMI原則の説明3.23.1.に規定される「FMIは、参加者や参加予定者がシステムへの参加のリスクと責任を明確に認識し、十分に理解することができるよう、十分な情報を提供すべきである。」との方針にも適合する措置として強く推奨する。

具体的には、下表のとおり、BCBS253で提案されている各方式（比率方式、階層方式）に必要とされるパラメータは6つあり、そのうちの4つは本市中協議に掲載される定量的開示情報で取得が可能である。他方、取得ができない2つのパラメータについては、BCBS253の枠組み導入後、直接・間接参加する無数の銀行が各CCPに情報取得のための問い合わせを開始することが想定される。

かかる非効率な事態を回避し、QCCPと判定されるべきCCPが全ての金融機関からQCCPと評価されるよう、これら2つのパラメータについても、本市中協議の枠組みにおいて開示されることを提案³する。

必要なパラメータ	比率方式	階層方式	本市中協議
DF ^{cover*}	○	○	4.3で取得可
K _{CCP} (NIMM)	○	○	取得不可
DF _{CCP}	○	○	4.1で取得可
DF _{CCP, junior}	○	-	取得不可 ⁴
DF _{CM} ^{pref}	○	○	4.1で取得可
DF _{committed}	○	-	4.1で取得可

○は各方式で必要となるパラメータを表す

加えて、本市中協議の12頁において「開示ラグは1カ月未満であることが推奨される」とあるが、我々はこれを支持する。銀行がバーゼルⅢ自己資本比率を各国の法制で求められるスケジュールで算出⁵・公表する必要があり、そのためには最長でも1カ月のラグで開示されるべきであると我々は考える。また、DF^{cover*}については、銀行の規制資本管理上、一定程度予見可能である必要があ

³BCBS253に対するレスポンスとして、以下のレターを通じ、本件と同様の提案をBCBSに対してしている。

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/entryitems/opinion250957.pdf>（全国銀行協会 Sep 2013）

⁴ 本市中協議文書4.1の記載「(清算会員による基金拠出の前、拠出と同時に、または後に使用されるかの別によりさらに区分)」がオプションではなく、必須であれば、このパラメータも「取得可」となる。

⁵ なお、算出スケジュールに間に合うかたちでCCPによる開示がなされない場合、BCBS253に規定される算式にもとづく所要資本額の算出ができないため、銀行としてはそのCCPを非QCCPとして取り扱わざるを得ない事態となる。

り、算出根拠・ロジックと併せて開示されることが望ましい。

仮に、上表に記載の計数開示に係る提案が実現しない場合も、少なくとも BIS/CPSS・IOSCO は各加盟国の CCP に対して、上記 2 パラメータが、直接参加行・間接参加行何れに対しても平等に、かつ実務負荷なく取得可能となるように情報開示・情報提供に係るガイダンスを示すべきであると我々は考える。

最後に、1 頁の要件(1)を確認するに当たっては、2012 年 12 月公表の「開示の枠組みおよびアセスメント手法」の補論 A に規定のあるバックグラウンド情報⁶が大変有用となる。本市中協議の定量情報に加え、各 CCP がバックグラウンド情報についても広く一般に開示することを我々は期待している。

2. CCP 業務別のセグメント情報の開示

「15. ビジネスリスク」に関する 15.2~15.3 の開示において、取得可能な場合は、清算業務別のセグメント情報の開示が行われるのが望ましい。理由は以下のとおりである。

- (1) 複数の業務を行う CCP における新規清算参加もしくは参加継続を検討する場合、参加対象業務における清算基金の十分性に加えて、その業務の将来にわたる健全性および業務の継続可能性に関連する情報（例えば、営業利益等の損益情報）は重要な要素となるため。
- (2) (1)に加え、清算業務に帰属しない費用の状況を切り出して把握することも CCP そのものとしての健全性を判断する上で、重要な要素となるため。
- (3) (1)および(2)の情報開示は、先述の FMI 原則の説明 3.23.1. の方針にかかっており、参加者や参加予定者が参加により生じるリスクを十分に理解することに寄与すると考えられるため。

以 上

⁶ <http://www.bis.org/publ/cpss106.pdf> (CPSS-IOSCO, Dec 2012) の 82 頁最終パラグラフに以下の記載がある。

III. General background on the FMI
(中略)

Legal and regulatory framework

This section should provide an overview of the FMI's legal and regulatory framework, including the legal and ownership structure of the FMI, the legal basis for each material aspect of the FMI's activities, and the regulatory, supervisory and oversight framework for the FMI.